



鳥取県公報

平成14年 4月16日(火)
第 7 3 7 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（8）（職員課）	1
告 示	家畜伝染病の発生（247）（畜産課）	2
	土地改良区の役員の就任（2件）（248・249）（耕地課）	2
	土地改良区の定款の変更の認可（250）（"）	3
	保安林の指定の解除予定（251）（森林保全課）	3
	基本測量の終了（252）（管理課）	3
	県道の区域の変更（253）（道路課）	3
	県道の供用の開始（254）（"）	4
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活保安課）	4
雑 報	危険物取扱者試験の実施（消防課）	6
正 誤	平成13年 3月30日付鳥取県規則第23号中訂正	7
	平成14年 2月 1日付鳥取県規則第 1号中訂正	7

訓 令

鳥取県訓令第 8 号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第 2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第 1（第 5 条、第 6 条、第15条関係）	別表第 1（第 5 条、第 6 条、第15条関係）
鳥取地方県土整備局 八頭地方県土整備局 倉吉地方県土整備局 米子地方県土整備局 日野総合事務	鳥取土木事務所 郡家土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所 日野総合事務所県土整備局

所県土整備局			
別表第2 (第9条関係)		別表第2 (第9条関係)	
区 分	産 業 医	区 分	産 業 医
1～5 略		1～5 略	
6 日野郡の区域内に置かれた地方機関	日野保健所長の職にある者	6 日野郡の区域内に置かれた地方機関	米子保健所長が医師である所属職員のうちから指名する者
7 略		7 略	

附 則

この訓令は、平成14年4月16日から施行し、改正後の鳥取県職員安全衛生管理規程の規定は、平成14年4月1日から適用する。

告 示

鳥取県告示第247号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区 分	頭 数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	倉吉市下米積438	平成14年4月5日

鳥取県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理 事 蓑 原 壽 儀 倉吉市上古川83

平成14年3月28日就任 任期 平成15年4月5日まで

鳥取県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が就

任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理 事 河 本 一 男 東伯郡関金町大字今西104

平成14年3月17日就任 任期 平成16年2月9日まで

鳥取県告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を平成14年4月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第251号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡西伯町大字上中谷字笹畑西山225の8
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第252号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（世界測地系への移行に伴う基準点改測作業）
- 2 作業地域 米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び名和町並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町
- 3 終了年月日 平成14年2月28日

鳥取県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項

の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年4月16日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大坪準停車場線	変更前	八頭郡郡家町大字大坪字上小路91 - 3地先から同地先まで	10.5 ~ 26.5	21.0
	変更後	八頭郡郡家町大字大坪字万蔵123 - 1地先から同大字字上小路91 - 3地先まで	10.5 ~ 32.0	270.0

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
郡家国府線	八頭郡郡家町大字大坪字長田182 - 1地先から同町大字延命寺字休ノ前39 - 1地先まで	変更前	6.7 ~ 35.5	1,505.0
		変更後	11.4 ~ 47.0	1,742.0
麻生国府線	八頭郡郡家町大字延命寺字向河原218地先から同町大字山上字岸ノ上72 - 1地先まで	変更前	6.7 ~ 20.5	1,148.0
		変更後	11.3 ~ 47.0	1,050.0

鳥取県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年4月16日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
郡家国府線	八頭郡郡家町大字大坪字長田182 - 1地先から同町大字延命寺字休ノ前39 - 1地先まで	平成14年4月16日
麻生国府線	八頭郡郡家町大字延命寺字向河原218地先から同町大字山上字岸ノ上72 - 1地先まで	〃

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成14年 4月16日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は、空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成14年 5月21日 午前10時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟 2階執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の 各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成14年 5月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管 内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成14年4月16日

財団法人消防試験研究センター理事長 大 井 久 幸

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成14年6月23日（日）	午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	"	
丙種危険物取扱者試験	平成14年6月23日（日）	午前10時15分から

2 試験場

鳥取県庁講堂	鳥取市東町一丁目220
鳥取県立県民文化会館第1会議室	鳥取市尚徳町101 - 5
鳥取県立県民文化会館第2会議室	"
鳥取県立倉吉未来中心第1セミナールーム	倉吉市駄経寺町21 - 2 - 5
鳥取県立倉吉未来中心第3セミナールーム	"
鳥取県立倉吉未来中心第7セミナールーム	"
米子職業能力開発促進センター大教室	米子市古豊千520
鳥取県立米子コンベンションセンター第4会議室	米子市末広町74
鳥取県立米子コンベンションセンター第7会議室	"

3 受験願書の受付期間

平成14年4月17日（水）から同年5月1日（水）まで（郵送による場合は、平成14年5月1日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680 - 0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所4階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

（1） 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

（2） 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857 - 20 - 3669）に照会すること。

正 誤

平成13年3月30日公布の鳥取県規則第23号（鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
66	左欄	30	鳥取市	倉吉市

平成14年2月1日公布の鳥取県規則第1号（鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
2	左欄	36	十七	二十一
"	右欄	"	十七	二十一
"	左欄	38	十八	二十二

